

令和4年4月7日

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二 様

神奈川県政策局政策法務課長

事業所等における濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株の特性に鑑み、令和4年3月16日付け（令和4年3月22日一部改正）厚生労働省通知が発出されました。

この中で、事業所等で感染者が発生した場合において、事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを取ることが求められており、**保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めないことが示されました。**

現在、事業所等で感染者が発生した場合、事業所で濃厚接触者を特定し、感染確認のための検査目的で医療機関を受診するよう求める事業所が散見されています。濃厚接触者の特定・行動制限は求めないこととされていますので、ご留意ください。

なお、濃厚接触者の待機解除のための抗原定性検査キットを用いた検査については、抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いることとされ、事業者が社会的機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えないとされています。そのため、本検査のために医療機関を受診させるようなことのないよう、こちらについてもご留意ください。

【参考】

県ホームページ「濃厚接触者の待機期間について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/noukokusessyoku.html>

【添付資料】

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日（3月22日一部改正））厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

問合せ先
訟務グループ 前田
045-210-1111(内線 2421)